

平成29年度 地域伝統芸能団体の海外派遣事業の公募について

一般財団法人地域伝統芸能活用センター（以下「センター」という。）では、海外における地元の観光宣伝事業、又はその事業の一環として地域伝統芸能や祭りを活用しようとする地方公共団体、観光協会、商工会議所、商工会、日本政府観光局（JNTO）等（以下「海外宣伝主催団体」という。）の要望に基づき、伝統芸能やお祭りの団体等を派遣し、その公演を通じて日本の魅力や地元のよさを広く発信することにより、観光宣伝事業の成功の一助とするため、以下のとおりその対象事業を公募する。

記

1. 募集内容、応募の要領

別紙1、「一般財団法人地域伝統芸能活用センター 地域伝統芸能団体等の海外派遣事業実施要領」をご参照下さい。

2. 派遣の対象期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日までの間に地域伝統芸能団体等を派遣する事業

3. 募集件数 : 3件程度 (1件当たり最大15名)

4. 派遣対象地域 : 東アジア、東南アジア地域

5. 募集期間 (〆切)

派遣期間の初日から起算して3ヶ月前までに要望書を提出して下さい。
事前のご相談等につきましては、随時受け付けます。

6. 本件に対するお問い合わせ等連絡先

一般財団法人地域伝統芸能活用センター

担当：業務第二部 内田 修

TEL : 03-5809-3782 FAX : 03-5809-1430

E-mail : gyomu@dentogei.no.or.jp

ホームページ <http://www.dentogei.no.or.jp>

一般財団法人 地域伝統芸能活用センター

地域伝統芸能団体等の海外派遣事業実施要領

(目的)

- 第1 この要領は、一般財団法人地域伝統芸能活用センター（以下「センター」という。）定款第4条第1項第5号に基づき、海外における地元の観光宣伝事業、又はその事業の一環として地域伝統芸能や祭りを活用（以下「海外宣伝等事業」という。）しようとする地方公共団体、観光協会、商工会議所、商工会、日本政府観光局（JNTO）等（以下「海外宣伝主催団体」という。）の要望に基づき、地域伝統芸能団体等（以下「派遣団体」という。）を派遣する事業（以下「派遣事業」という。）を円滑に実施することを目的とする。
- 2 センターは、前項の目的を達成するため、派遣事業の募集、派遣団体の派遣の実施、その他必要な業務を行う。

(派遣事業の募集)

- 第2 派遣事業の募集は、原則として公募によるものとする。
- 2 公募の広告は、センターのホームページに掲載する。
- 3 応募者は、別紙様式の要望書をセンターに提出するものとする。

(派遣対象地域)

- 第3 派遣対象地域は、原則として東アジア、東南アジア地域とする。

(派遣人員)

- 第4 原則として、派遣する人員は最大15名までとする。ただし、年度予算の範囲内とする。

(指定条件)

- 第5 センターは、第2の募集に関し、次の条件を付与するものとする。
- (1) 利用旅行会社はセンターが決定（添乗員の手配を含む。）する。
- (2) 出演場所、催事主催者との交渉・調整及び派遣団体との出演交渉等は、応募者又は海外宣伝主催団体が行うものとし、センターは一切行わないものとする。
- また、派遣事業を効率的かつ円滑に進めるため、応募者及び海外宣伝主催団体は、センターと緊密かつ迅速に連絡をおこない情報等の共有に努めるものとする。
- (3) 原則として、センターの役職員は同行しない。

(負担費用)

- 第6 センターが負担する費用は、次のとおりとする。ただし、センターの予算の範囲内とする。
- (1) 派遣団体の出発地から派遣先までの往復交通費
- (2) 宿泊費、食事代及び用具運搬
- (3) 添乗員の同行にかかる経費
- 2 派遣団体の人件費、出演料、プロモーション費用、現地観光費用、渡航関連経費は負担費用には含まない。
- 3 設定された派遣団体の人数を超える人数に係る交通費等の費用は負担しない。

(派遣条件の詳細)

第7 派遣条件の詳細は以下のとおりとする。

(1) 旅行会社の指定、行程等の設定

- ・非常の場合も考慮し、航空機等の旅行手段を決定する。
- ・目的達成のための最小日数、行程を考慮して設定する。

(2) 負担費用の細目

- ・航空賃（エコノミークラス）
- ・列車（普通車）
- ・現地の交通（バス等）
- ・宿泊施設（ビジネスホテル、原則2人／1部屋）
- ・海外旅行傷害保険付与
- ・用具の運搬料は、公演に必要な衣装、楽器、用具類のみとし、派遣団体の私的な持ち物は含まない。

(3) 派遣団体の団員は、派遣期間中は同一行動とする。

(4) 派遣対象芸能団体等の自己負担による延泊・観光等の取り扱いについては、別途協議するものとする。

(派遣事業の決定)

第8 派遣事業の採用決定について、センターは事業内容（開催地、開催期間、開催内容等）、主催者、出展者及び参加者の適格性、派遣団体の適格性並びに公募条件との合致性を審査し決定するものとする。

2 審査の際には、必要によりセンターによるヒヤリングを行うことがある。

(報告書の提出)

第9条 海外宣伝主催団体は、派遣事業終了後1ヶ月以内に、別紙様式2により、地域伝統芸能団体海外派遣事業報告書（以下「報告書」という。）をセンターに提出する。

2 報告書には、会場の様子、宣伝事業、派遣団体の公演の様態を記録した写真等を添付するものとする。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

番 号
年 月 日

一般財団法人地域伝統芸能活用センター海外派遣事業要望書

一般財団法人地域伝統芸能活用センター
理事長 殿

(要望者)

住所

氏名又は名称

団体にあつては代表者名

担当者、連絡先

一般財団法人地域伝統芸能活用センター地域伝統芸能団体等の海外派遣事業実施要領を承諾し、下記のとおり地域伝統芸能団体等の派遣を要望します。

記

1. 派遣を要望する事業

- ①事業（イベント等）の名称
- ②開催場所
- ③開催期間
- ④開催内容の概要等
- ⑤地域伝統芸能団体等の派遣による期待する効果

2. 派遣する地域伝統芸能団体等

- ①団体名
- ②人数
- ③演目
- ④派遣期間
- ⑤団体等の紹介（概要）

3. その他、希望する事項等

地域伝統芸能団体海外派遣事業報告書

一般財団法人地域伝統芸能活用センター
理事長 殿

(海外宣伝主催団体)

住所
氏名又は名称
団体にあつては代表者名
担当者、連絡先

平成 年 月 日～平成 年 月 日に実施しました地域伝統芸能団体海外派遣事業の結果について、下記のとおり報告します。

記

| | |
|-------------|--|
| 1. 派遣先 | 〇〇国〇〇市 「〇〇祭」 |
| 2. 期間 | 平成 年 月 日 () ～平成 年 月 日 () |
| 3. 派遣団体名 | 団体名 (〇〇踊り) 団体名 (〇〇神楽保存会) |
| 4. 行程 | ※別途行程表があれば「別紙のとおり」とし添付する |
| 5. 派遣先での活動 | ※<記載例>平成 年 月 日～ 日の間、〇〇で開催された「〇〇」において、地域伝統芸能の公演や現地の人々との交流を行い日本の伝統芸能や地元の観光の魅力を発信し、誘客促進の後押しをした。 |
| 6. 事業の結果・所感 | ※・会場の様子 ・派遣団体の公演、交流の様態等 ・観光PR等の様態 ・来場者の様子、反響等 ・所感、その他 |

※会場、公演の様子がわかるの画像、映像がありましたら、添付をお願いします。

※画像、映像につきましては、別途メール添付あるいはDVD等で送付をお願いいたします。(センターの報告書、公募案内等に使用させていただきます。)

最近の派遣先での芸能団体等の活動の様子

<台感!ニッポン。2016>



山代わざおぎ(石川県)



富士山火焰太鼓(山梨県)



せり込み蝶六踊り(富山県)



<2016 第2回 Touch The Japan ～2016台北国際夏季旅博～>



おやま囃子(秋田県仙北市角館)



秋田県ブースでの観客との交流

<日本東北六県感謝祭 2014 台北市>



(さんさ踊り)



(観光ブースでの観客との交流)